

パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので、御了承ください。

番号	御意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>字幕放送に対応した政見放送を行うのは、バリアフリー上のことを考えると当然だと思います。</p> <p>視聴者は出演者の言ったことを文字で確認できるようになり便利になると思います。</p>	<p>本告示案について支持する御意見として承ります。</p>
2	<p>① 字幕放送だけでなく、障害者基本法で言語とされた「手話」もつけた手話付放送も実施してください。</p> <p>② 「字幕番組とするよう申込みがあったときは、日本放送協会は、録画した政見を日本放送協会の定めるところにより字幕番組とするものとする」との事ですが、申し込みがなければ、字幕放送としないのですね。申込をしない参議院名簿届出政党等は、従来どおり聴覚障害者への差別を続けるのですね。</p> <p>「届出」有無に関係なく、全ての政見を字幕番組としてください。</p>	<p>① 政見放送への手話通訳の付与については、現在参議院選挙区選出選挙における政見放送を除く全ての選挙において実施しております。参議院選挙区選出議員選挙の政見放送への手話通訳の導入については、都道府県知事選挙における政見放送への手話通訳の付与の実施状況等を踏まえ、検討を行うこととしております。</p> <p>② 政見放送への字幕付与を義務化することについては、選挙運動のあり方に関わる問題であることから、各党各会派で十分に議論される必要があると考えます。</p>
3	<p>① 政見放送への字幕導入は、衆議院小選挙区選挙における持込みビデオ方式を除けば、今回参議院比例代表選挙が初めてのケースになりますが、聴覚障害者団体などからの強い要望もあり、他の選挙についても速やかに実施可能となるよう総務省様が中心となり環境整備にご尽力いただきたい。</p>	<p>① その他の選挙の政見放送への字幕の導入については、現時点では放送事業者の体制上、字幕付与が難しいという技術的な問題があること等から、これらの選挙に関しては、次回の参議院比例代表選出議員選挙における政見放送への字幕付与の実施状況等を踏まえ、引き続き関係者間で検討していく必要があると考えます。</p>

	<p>② それにもまして、現在のところ政見放送に手話通訳を付すことができない唯一の選挙であります参議院選挙区選挙について、早急に実施できるよう検討に着手していただきたい。総務省様のお考えは、「都道府県知事選挙における実施状況を踏まえ検討を行う」とされておられることは十分承知しているところですが、既に26の都道府県で実施されていることから、その実施状況の検証を行い、可能な限り早急にその実施に目途をつけていただきたく、強く要望いたします。</p>	<p>② 参議院（選挙区）選出議員の選挙の政見放送への手話通訳の導入については、都道府県知事選挙における政見放送への手話通訳の付与の実施状況等を踏まえ、検討を行うこととしております。</p>
4	<p>地デジ化による字幕放送が可能になったことを受けての改正と認識しております。それであるのでしたら、異存はありません。</p>	<p>本告示案による改正は地デジ化とは直接関係のないものでありますが、本告示案について支持する御意見として承ります。</p>
5	<p>① 聴覚障害者が政党等の政見等を知る機会をできる限り確保するため、参議院比例代表選出議員選挙政見放送への字幕スーパー導入には賛成である。</p> <p>② しかし、その一方で、他選挙の政見放送では可能となっているにも関わらず、参議院選挙区選出議員選挙政見放送へは手話通訳士による手話通訳さえ付すことができない。</p> <p>このことは、聴覚障害者の参政権確保の観点から非常に問題があるととも、都道府県知事選挙と同日選挙となった場合、同様に都道府県を単位とする選挙であるにもかかわらず、一方にのみ手話通訳が付され、もう一方には付されていないという状況になり、有権者の混乱を招くこととなる。</p> <p>よって、参議院比例代表選出議員選挙政見放送への字幕スーパーと同様、参議院選挙区選出議員選挙政見放送への手話通訳士による手話通訳についても、平成25年に投票が行われる参議院議員通常選挙から導入することとされたい。</p>	<p>① 本告示案について支持する御意見として承ります。</p> <p>② 参議院（選挙区）選出議員の選挙の政見放送への手話通訳の導入については、都道府県知事選挙における政見放送への手話通訳の付与の実施状況等を踏まえ、検討を行うこととしております。</p>
6	<p>① 国政選挙の政見放送においては、これまでは衆議院議員小選挙区で各政党が持ち込むビデオに字幕が付与可能なだけでした。“字幕の付与”は政党の任意であるため、字幕付与のない持ち込みビデオも</p>	<p>① 本告示案について支持する御意見として承ります。</p>

あります。また従来、参議院議員選挙には全く字幕がありませんでした。政見放送の「字幕」がないと、音声情報を得にくい中途失聴・難聴者の参政権が保障されているとは言えません。こうした当事者の要望をお聞きいただき、今回の改正で、現行法で可能な対応をしていただけたこと、御礼申し上げたいと思います。

- ② さらに選挙区選挙の政見放送も対応をお願いします。

今後は中途失聴・難聴者が国民の一人として、平等に基本的人権である参政権を行使できるように、全ての政見放送に「字幕」及び「手話通訳」の付与を義務付けるよう法改正を実施して下さい。

- ③ また、政見放送のみならず、選挙期間中の街頭演説、個人演説会等にも「要約筆記」及び「手話通訳」等の情報保障手段の配置が無条件で可能なように、必要な法改正を実施して下さい。私たちはこのようなニーズを持っています。

- ④ 放送局で字幕を入れ、内容を確認する時間、候補者や政党に確認する時間が短いようです。義務づけにはなっていないため、何かあれば字幕が表示されない事態が出て来るようであれば、聴覚障害者の権利侵害される状況はいつまでたっても変わらないのではないかと考えます。《障害者基本法や障害者差別解消推進法案の趣旨に鑑み、以下のことを求めます。
1. 速やかな字幕制作体制を確立すること
 2. 比例代表区、選挙区の字幕化を義務付けること
 3. 必要な法改正にあたり、障害者当事者の意見を聞くこと。

- ② 政見放送への手話通訳及び字幕の付与の義務化については、選挙運動のあり方に関わる問題であることから、各党各会派で十分に議論される必要があると考えます。

- ③ 街頭演説・個人演説会等における手話通訳を確保することは、手話通訳を手話通訳者を全候補者に公平に用意できるか等の問題もあることから、慎重に検討すべきものと考えております。

なお、個人演説会等において演説内容やその要約をスクリーン等で表示することについては、本年4月19日に成立した「公職選挙法の一部を改正する法律」により、屋内の利用演説会場内において映写等の類を演説会の開催中掲示することができるものとされたところです（公職選挙法第143条第1項第4号の2及び第201条の4第6項第3号関係）。

- ④ 政見放送への字幕付与の体制については、次回の参議院比例代表選出議員選挙における政見放送への字幕付与の実施状況等を踏まえ、引き続き関係者間で検討していく必要があると考えます。

政見放送への字幕付与を義務化することについては、上記②で述べたとおりです。

政見放送に関する政策決定等に当たっては、関係団体の意見をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えます。

7	<p>① 本改正案により、文字を併用する、TV放送での情報保障を推進するという理念を歓迎します。</p> <p>② 持ち込みビデオに、既にオープン字幕が収録されている場合、音声内容から著しく乖離していないことを確認してください。(立候補者他がOKしうる、文体の簡略化などの要約化は問題ありません) クローズ字幕放送を別に付ける場合、オープン字幕と両方を読ませる負担のないようにする必要があります。具体的にはクローズ字幕放送の背景色を「不透明」にし、オープン字幕を隠せるようにすると良いです。(ストリームのまま録画した後、再生時にデータ放送表示に切り替えることで、それぞれを別に表示させて見ることができる利点があります)</p> <p>③ 改正案は1項だけですが、後半の「違反する当該参議院名簿届出政党等等については、日本放送協会は中央選挙管理会と協議の上、字幕番組としないことができる。」について。これは、違反があった場合、持ち込まれた映像自体の放送を行ってはならない、ということにすべきです。意図的に違反して字幕放送を付けさせないような差別が発生してはいけませんからです。また、公平運用を理由として違反した陣営のために、他の陣営の放送そのものも差し止めになるのはおかしいです。ネット放送を併用しておくべきと考えます。</p>	<p>① 本告示案について支持する御意見として承ります。</p> <p>② 持ち込みビデオ方式に付される字幕については、本告示案と直接関係のないものでありますが、今後の議論の参考とさせていただきます。</p> <p>③ 改正後の第8条第5項ただし書は、字幕の付与に関する規程に違反した参議院名簿届出政党等等があった場合において、字幕番組としないことができるとするものですが、それ以外にも、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)の規程又はこの規程に基づく定めに違反した候補者届出政党等、衆議院名簿届出政党等等、参議院名簿届出政党等等又は候補者等があった場合については、日本放送協会又は基幹放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、政見放送を行わないことができるとされています(政見放送及び経歴放送実施規程第20条)。</p>
---	---	--